

福岡県公報

平成25年8月30日
第3526号

目次

告示(第1343号-第1368号)

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	1
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	2
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) ……………	2
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) ……………	3
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) ……………	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	4
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	4
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	4
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	4
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	5
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	5
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	5
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	5
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	5
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	6
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) ……………	6
○土地の収用又は使用の手続の開始	(用地課) ……………	7

○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課) ……………	7
○土地改良区の清算人の就任	(農村森林整備課) ……………	7
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	8
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	8
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村森林整備課) ……………	8
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	9

公告

○落札者等の公示	(教育庁高校教育課) ……………	9
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(農山漁村振興課) ……………	9
○落札者等の公示	(警察本部会計課) ……………	10
○介護老人保健施設の許可(平成25年7月福岡県告示第1126号) 中正誤	……………	10

正誤

告示

福岡県告示第1343号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成25年8月30日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字久原字山ノ神512番3、518番10及び518番11
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡久山町大字久原504番
実測 友明

福岡県告示第1344号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年8月30日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス合川店
- (2) 所在地 福岡県久留米市合川町字石丸1659番ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 街並みづくり等への配慮等

久留米市都市建設部都市デザイン課へ景観法第16条第1項第1号の届出及び久留米市屋外広告物条例第5条第1項による許可申請が必要です。

(2) その他

道路を工事又は占有する場合は、久留米市都市建設部路政課への道路法上の申請手続が必要です。

久留米市都市建設部建築指導課と開発行為許可が不要かどうか協議が必要です。

福岡県告示第1345号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年8月30日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字新津字川原田178番2、181番、182番1、182番3、183番1及び184番6

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

京都郡苅田町大字提2795番4

社会福祉法人 春美福祉会

理事 森本 行夫

福岡県告示第1346号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年8月30日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市干潟字須戸折1857番2及び1857番7

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市干潟1857番地3

妹尾 薫

福岡県告示第1347号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年8月30日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市上古賀一丁目304番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫野市湯町三丁目2番1号

大山 タミエ

福岡県告示第1348号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年8月30日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年7月31日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人ヒューマンネット大地の翼

(2) 代表者の氏名

塩川 秀敏

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県宮若市本城1103番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、人と人とのつながり（ヒューマンネット）を基盤に、福祉、介護、教育、まちづくり、国際協力、その他に関する地域活動の輪を広げ、子ども、障害者、高齢者をはじめとする市民一人ひとりが輝き、ぬくもりのある、住みよい地域づくりに貢献することを目的とする。

福岡県告示第1349号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年8月30日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年8月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ベガサス

(2) 代表者の氏名

大久保 健二

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県田川郡福智町伊方2450番地17

(4) 定款に記載された目的

この法人は、在宅で援助が必要な高齢者やその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、住民参加と助け合いの精神のもとに、地域に根ざした介護サービスを提供し、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1350号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年8月30日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年8月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

（変更前）

NPO法人福岡県高齢者・障がい者支援機構

（変更後）

NPO法人高齢者・障がい者支援機構

(2) 代表者の氏名

奥田 千恵美

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県直方市殿町11番37号

(4) 定款に記載された目的

（変更前）

この法人は、地域の高齢者・障がい者の方々及びその家族の方々の生活の質の向上を図り、福祉社会実現に向けた調査研究・情報提供・支援事業を行い、不特定多数の利益に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、高齢者・障がい者の方々及びその家族の方々の生活の質の向上を図り、福祉社会実現に向けた調査研究・情報提供・支援・普及事業を行い、不特定多数の利益に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1351号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年8月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字吉木2512番6
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
筑紫野市大字吉木2191番地18
日本郵便 株式会社
御笠郵便局長 三善 博昭

福岡県告示第1352号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年8月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成25年8月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	室木下有木線 若宮	鞍手郡鞍手町大字室木770番6先から 鞍手郡鞍手町大字室木766番1先まで

福岡県告示第1353号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成25年8月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡	県道	福岡早良線 大野城	前	糸島市高来寺229番1先から 糸島市大門705番1先まで	7.0 ～ 20.0	727.1
			後	糸島市高来寺229番1先から 糸島市大門705番1先まで	13.0 ～ 24.0	727.1

福岡県告示第1354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成25年8月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
			前	小郡市福童435番2先から 小郡市二森1397番1先まで	6.5 ～ 43.0	1,876.5

久留米	県道	鳥栖 朝倉線	前	小郡市福童435番2先から 小郡市二森1397番1先まで	15.0 ～ 43.0	1,650.0	
			後	小郡市福童435番2先から 小郡市二森1397番1先まで	6.5 ～ 43.0		1,876.5
			後	小郡市福童435番2先から 小郡市二森1397番1先まで	15.0 ～ 43.0		1,650.0

福岡県告示第1355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年8月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	山 北 日 田 線	前	うきは市浮羽町小塩1960番1先から うきは市浮羽町小塩1981番1先まで	4.8 ～ 5.3	26.0
			後	うきは市浮羽町小塩1960番1先から うきは市浮羽町小塩1981番1先まで	4.9 ～ 18.9	

福岡県告示第1356号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年8月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年8月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	山 北 日 田 線	うきは市浮羽町小塩1960番1先から うきは市浮羽町小塩1981番1先まで

福岡県告示第1357号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年8月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	一般国道	442号	前	八女市矢部村北矢部10291番1先から 八女市矢部村北矢部10368番5先まで	8.2 ～ 10.7	97.0
			後	八女市矢部村北矢部10291番1先から 八女市矢部村北矢部10368番5先まで	10.0 ～ 31.2	

福岡県告示第1358号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成25年8月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	一般国 道	442号	前	八女市矢部村北矢部9479 番1先から 八女市矢部村北矢部9479 番3先まで	9.7 ～ 40.0	127.0
			後	八女市矢部村北矢部9479 番1先から 八女市矢部村北矢部9479 番3先まで	18.3 ～ 65.3	

福岡県告示第1359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年8月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂	県道	入 部 中 原 線 停 車 場	前	筑紫郡那珂川町大字五ヶ 山167番2先から 筑紫郡那珂川町大字五ヶ 山217番1先まで	4.0 ～ 20.5	507.6
			後	筑紫郡那珂川町大字五ヶ 山167番2先から 筑紫郡那珂川町大字五ヶ 山217番1先まで	4.0 ～ 36.3	

福岡県告示第1360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年9月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年8月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
那 珂	入 部 中 原 線 停 車 場	筑紫郡那珂川町大字五ヶ山167番2先から 筑紫郡那珂川町大字五ヶ山217番1先まで

福岡県告示第1361号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年8月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成25年7月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人九援隊
 - (2) 代表者の氏名
肥後 孝
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県大野城市瓦田2丁目4番26号
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般住民に対して、災害に関する啓発活動を行い、災害発生に際しては災害救援に関わる人員派遣に関する事業を行い、また、災害救援ボランテ

ニアを海外においても活発なものとするべく国際協力活動を行い、以て、国際社会と地域社会の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1362号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の3の規定により、次のように収用又は使用の手続を開始を告示する。

平成25年8月30日

福岡県知事 小川 洋

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道3号改築工事（博多バイパス・福岡県福岡市東区下原四丁目地内から同区香椎駅東三丁目地内、同区香椎駅東三丁目地内から同区香椎一丁目地内及び同区松崎四丁目地内から同区若宮五丁目地内まで）並びにこれに伴う市道付替及び池堤体付替工事

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県福岡市東区下原四丁目、松香台一丁目、下原一丁目、香椎駅東三丁目、香椎駅東一丁目、香椎二丁目、香椎一丁目、松崎四丁目及び若宮五丁目地内

(2) 使用の部分

福岡県福岡市東区香椎駅東三丁目、香椎駅東一丁目、香椎二丁目及び香椎一丁目地内

4 土地収用法第34条の4の規定による図面の縦覧場所

福岡市東区役所（区政推進部総務課）

5 収用又は使用の手続が保留されている起業地

福岡県福岡市東区香椎駅東三丁目、香椎駅東一丁目、香椎二丁目（香椎駅東三丁目と香椎二丁目の町名界から香椎駅東一丁目と香椎二丁目の町名界まで及び香椎二丁目740番2地先水路から市道香椎958号線の手前まで）、松崎四丁目及び若宮五丁目地内

6 手続を開始する土地

(1) 収用の手続を開始する土地

福岡県福岡市東区香椎駅東三丁目、香椎駅東一丁目及び香椎二丁目（香椎駅東三丁目と香椎二丁目の町名界から香椎駅東一丁目と香椎二丁目の町名界まで及び香椎二丁目740番2地先水路から市道香椎958号線の手前まで）地内

(2) 使用の手続を開始する土地

福岡県福岡市東区香椎駅東三丁目、香椎駅東一丁目及び香椎二丁目（香椎駅東三丁目と香椎二丁目の町名界から香椎駅東一丁目と香椎二丁目の町名界まで及び香椎二丁目740番2地先水路から市道香椎958号線の手前まで）地内

福岡県告示第1363号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成25年8月30日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
田川郡糸田町	平成23年度から平成24年度まで	地籍図及び地籍簿	宮床団地、宮床・自由ヶ丘の各一部	平成25年8月19日

福岡県告示第1364号

解散した清算法人田川郡赤池町上野土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項の規定により次のように公告する。

平成25年8月30日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
定宗 義孝	田川郡福智町上野584番地1
武末 孝信	田川郡福智町上野716番地3
田口 龍男	田川郡福智町上野682番地

田口 孝幸	田川郡福智町上野676番地
定宗 義毅	田川郡福智町上野632番地 2
太田 隆徳	田川郡福智町上野662番地
兼重 正	田川郡福智町上野477番地 2
太田 五郎	田川郡福智町上野581番地 4
武末 敏之	田川郡福智町上野573番地
安永 榮一	田川郡福智町上野574番地 2
柴田 晋一	田川郡福智町上野617番地
武末 博	田川郡福智町赤池399番地107
安武 丞治	田川郡福智町上野2510番地

福岡県告示第1365号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年8月30日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林の所在場所
豊前市大字岩屋2007の1、2007の22、2023の12、2023の14、2023の29
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1366号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年8月30日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林の所在場所
糸島市白糸字地獄492の5
 - 指定の目的
水源の涵養
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1367号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成25年8月30日

福岡県知事 小川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
区画整理事業（吉川地区下換地区）	平成18年6月20日
区画整理事業（吉川地区小伏換地区）	平成21年3月31日
区画整理事業（吉川地区湯原換地区）	平成19年1月30日
区画整理事業（吉川地区脇田換地区）	平成19年1月30日
区画整理事業（吉川地区乙野換地区）	平成18年6月20日

福岡県告示第1368号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年8月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
八女 県道	柳瀬筑後線		前	筑後市大字新溝262番1先から筑後市大字山ノ井271番1先まで	4.3 ～ 34.4	1,716.3	
			前	筑後市大字新溝262番1先から筑後市大字山ノ井271番1先まで	9.6 ～ 39.8	2,816.5	うち八女瀬高線重用延長1255.5m
			後	筑後市大字新溝262番1先から筑後市大字山ノ井271番1先まで	9.6 ～ 39.8	2,816.5	うち八女瀬高線重用延長1255.5m

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成25年8月30日

福岡県知事 小川 洋

- 落札に係る特定役務の名称
福岡県教育センター電子計算機等賃貸及び保守業務委託契約
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県教育センター総務課
 - 所在地
福岡県糟屋郡篠栗町高田268
- 落札者を決定した日
平成25年8月2日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名
NTTファイナンス株式会社九州支店
 - 住所
福岡市博多区博多駅前二丁目2番1号
- 落札金額
294,840,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告日
平成25年6月18日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成14年福岡県規則第50号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示

します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部農山漁村振興課に備え置きます。

平成25年8月30日

福岡県知事 小 川 洋

1 意見を募集しなかった理由

福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第27号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当するため、意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成25年8月23日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成25年8月30日

福岡県知事 小 川 洋

1 落札に係る契約の名称

福岡県警察犯罪分析ファイルシステムサーバ装置賃貸借契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成25年7月24日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

NECキャピタルソリューション株式会社九州支店

(2) 住所

福岡市博多区御供所町1番1号

5 落札金額

75,663,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成25年6月11日

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
24・7・12	3512	告示	1126	2	○		表 中		○ 許可年月日	●● 指定年月日